

石岡市立府中中学校 P T A 表彰並びに慶弔規定（案）

表 彰 規 定

- 第 1 条 会則第36条により、本会の表彰はこの規定により行い、経費は本会の会計より支出する。
- 第 2 条 この規定により表彰を受けるものは、本校及び本会の発展並びに、目的達成に顕著な功勞、功績のあった者とする。
- 第 3 条 第 2 条については、本部役員会に図り承認を得て決定する。
- 第 4 条 表彰については、次により行う。
- (1) 総会時に、会長及び校長から記念品を贈る。
 - (2) 必要に応じ、本部役員会の席上で表彰を行うことができる。
- 第 5 条 この規定の改廃は、本部役員会の承認を経て定め、次期総会に報告しなければならない。

《 付 則 》

- この規定は、平成 3 年 4 月 27 日より施行する。
- この規定は、平成 6 年 2 月 19 日、改正する。
- この規定は、平成 12 年 4 月 22 日、改正する。
- この規定は、令和 7 年 4 月 28 日、改正する。

慶 弔 規 定

第1条 会則第36条により、本会の慶弔はこの規定により行い、経費は本会の会計より支出する。

第2条 この規定より支出する慶弔金は、弔慰金、見舞金とする。なお、この規定により慶弔を受けた会員は、返礼はしないものとする。

第3条 本会の会員（教職員を除く）が、死亡した時、または災害を受けた時は、次により慶弔金または見舞金を贈る。

(1) 会員（本人及び配偶者）が死亡した場合は、香料10,000円を贈り、本会役員と学年委員会の代表者が会葬し、弔意を表す。

(2) 会員の居宅が火災にあった場合は、見舞金10,000円を贈る。

第4条 会員のうち教職員に対する慶弔は次のように定める。

(1) 教職員（本人及び配偶者）が傷病が1カ月以上の長期入院加療の場合は、5,000円の見舞金を贈る。

(2) 教職員（本人及び配偶者）が死亡した場合は、香料10,000円と供花を贈り、本会役員の代表者が会葬し、弔意を表す。

(3) 教職員の同居の父母及び子女が死亡した場合は、香料10,000円を贈り、代表者が会葬して弔意を表す。上記以外の父母及び子女の場合は5,000円とする。

(4) 教職員の居宅が火災にあった場合は、見舞金10,000円を贈る。

第5条 生徒に対する慶弔は次のように定める。

(1) 生徒が傷病で1カ月以上の長期入院加療の場合は、5,000円の見舞金を贈る。

(2) 生徒が死亡した場合は、香料10,000円と供花を贈り、本会役員の代表者が会葬し、弔意を表す。

第6条 その他、災害があった場合は、役員会で協議して定める。

第7条 この規定の改廃は、本部役員会の承認を経て定め、次期総会に報告しなければならない。

《 付 則 》

本規定は、平成3年4月27日より施行する。

本規定は、平成6年2月19日、改正する。

本規定は、平成12年4月22日、改正する。

本規定は、平成23年4月16日、改正する。

本規定は、令和7年4月28日、改正する。